

令和5年第1回  
笠間市議会定例会会議録 第2号

令和5年3月2日 午後2時00分開議

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
市副市長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	金 木 雄 治 君
政策推進監兼企画政策課長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
市 民 生 活 部 長	持 丸 公 伸 君
環境推進監兼環境政策課長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
福 祉 事 務 所 長	堀 内 信 彦 君
産 業 経 済 部 長	古 谷 茂 則 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
市立病院事務局長	木 村 成 治 君
教 育 部 長	堀 江 正 勝 君
消 防 長	堂 川 直 紀 君
笠間支所長兼笠間支所地域課長	太 田 周 夫 君
岩間支所長兼岩間支所地域課長	島 田 茂 君

---

**出席議会事務局職員**

議 会 事 務 局 長	西 山 浩 太
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵美子
次 長 補 佐	松 本 光 枝
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

---

**議 事 日 程 第 2 号**

令和5年3月2日（木曜日）

午 後 2 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第7号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する条例について
- 議案第8号 笠間市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第10号 笠間市職員の高齢者部分休業に関する条例について

- 議案第11号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第12号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 笠間市個人情報保護法施行条例について
- 議案第14号 笠間市情報公開条例等の一部を改正する条例について
- 議案第15号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第16号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 笠間市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 笠間市教育振興基金条例について
- 議案第25号 大日堂の設置及び管理に関する条例について
- 議案第26号 指定管理者の指定について（北山公園）
- 議案第27号 指定管理者の指定について（笠間の家）
- 日程第3 議案第28号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第12号）
- 議案第29号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第30号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第31号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第32号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第33号 令和4年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第34号 令和4年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第35号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第3号）

- 議案第36号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第37号 令和5年度笠間市一般会計予算
- 議案第38号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第39号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第40号 令和5年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第41号 令和5年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第42号 令和5年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第43号 令和5年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第44号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 議案第45号 令和5年度笠間市下水道事業会計予算

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第7号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する条例について
- 議案第8号 笠間市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第10号 笠間市職員の高齢者部分休業に関する条例について
- 議案第11号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第12号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 笠間市個人情報保護法施行条例について
- 議案第14号 笠間市情報公開条例等の一部を改正する条例について
- 議案第15号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第16号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第20号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 笠間市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 笠間市教育振興基金条例について
- 議案第25号 大日堂の設置及び管理に関する条例について
- 議案第26号 指定管理者の指定について（北山公園）
- 議案第27号 指定管理者の指定について（笠間の家）
- 日程第3 議案第28号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第12号）
- 議案第29号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第30号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第31号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第32号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第33号 令和4年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第34号 令和4年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第35号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第36号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第37号 令和5年度笠間市一般会計予算
- 議案第38号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第39号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第40号 令和5年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第41号 令和5年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第42号 令和5年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第43号 令和5年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第44号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 議案第45号 令和5年度笠間市下水道事業会計予算

---

午後2時00分開議

#### 開議の宣告

○議長（大関久義君） 午前中の常任委員会に引き続き、御苦勞さまでございます。御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は資料のとおりであります。

---

## 議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について、御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第2号のとおりといたします。

これより議事に入ります。

---

## 会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番川村和夫君、6番坂本奈央子君を指名いたします。

---

議案第 7号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する条例について

議案第 8号 笠間市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第10号 笠間市職員の高齢者部分休業に関する条例について

議案第11号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第12号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 笠間市個人情報保護法施行条例について

議案第14号 笠間市情報公開条例等の一部を改正する条例について

議案第15号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第16号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第17号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第18号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第19号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第20号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 笠間市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 笠間市教育振興基金条例について
- 議案第25号 大日堂の設置及び管理に関する条例について
- 議案第26号 指定管理者の指定について（北山公園）
- 議案第27号 指定管理者の指定について（笠間の家）

○議長（大関久義君） 日程第2、議案第7号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する条例についてから議案第27号 指定管理者の指定についての21件を一括議題といたします。議案の説明は既に終了しておりますので、これより質疑に入ります。

通告がありますので、通告に従い発言を許可いたします。

なお、質疑は3回までとなります。また、複数の議案に質疑がある場合には、1議案ごとに質疑を終結させてから次に移ってください。

14番石井 栄君の発言を許可いたします。

○14番（石井 栄君） 14番、日本共産党の石井 栄です。

議長の許可を受けまして、議案第18号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、初めに質問をいたします。

1回目の質問ですけれども、まず、この議案質疑の通告要旨の中に一部文言の誤記やそれから抜け落ちがありまして、質問の中で訂正させていただきますので、御了解いただけますようよろしくお願いいたします。

まず、議案第18号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、1回目の質問をいたします。

第6条の2には、放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全を図るため、事業所ごとに安全に関する事項の計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じなければならないとなっております。

1番目の質問なんですが、計画を立て必要な措置を取ったかどうか、市はどのような関与を行うのでしょうか。

2番目、放課後児童育成事業者は研修及び訓練を定期的実施しなければならないとあるが、どの程度の頻度で行うのか、これをどのように確認するのでしょうか。

次、第12条の2、放課後児童健全育成事業者は、感染症や非常災害の発生時に利用者に対する支援の提供をと、このような記載がありますが、事業者単独でできるものでしょう

か。市はどのように関与するのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 14番石井議員の御質問にお答えいたします。

まず一番最初に御質問のありました、新たに条文として加える第6条の2に関する放課後児童健全育成事業者が策定する安全計画につきましては、国から示された安全計画の策定に関する留意事項により、計画に盛り込む必要事項などを含めた計画例が示されており、事業者には既に情報提供をしております。児童クラブには公設や民設といった運営形態や立地の違いなどもあり、市においては、子どもたちが安全に過ごせるよう、適正な運営等についての監督責任がございます。

これらを踏まえ、市といたしましては、事業者の安全計画の策定に当たって、1年間の経過措置の中で計画策定の進捗状況やその内容に基づく研修及び訓練、送迎時の安全確認など必要な措置の実施を含め、支援、指導をしてみたいと考えております。

2番目の研修及び訓練の実施に際しての頻度との御質問でございますが、まず、職員研修につきましては、これまでも各事業者において従前の基準により独自に実施をしておりましたが、今回の計画策定の義務化を受けまして、安全に関する事項について、さらに幅広い視点から毎回テーマを変え、子どもに携わる全ての職員が参加するということを前提に、各事業所の実情に合わせた内容で実施するよう指導をまいります。また、それらに加え、これまで市が実施してきた児童クラブ指導員会議などの機会においても、合同研修の場として活用するなど、市全体としての安全意識の向上に努めてまいります。

また、訓練については、国で定める運営指針において、防犯や災害発生時を想定した訓練実施を年2回以上と定めており、現在も各事業所で取り組んでいることから、新たな安全訓練についても、これに準じた頻度での実施を想定しております。

なお、それらの実施状況については、市が現在も行っている現地調査の機会などを利用し、確認をしてみたいと考えております。

3番目は、第12条の2に定める業務継続計画の策定に関する御質問でございますが、まず、この業務継続計画は、感染症や非常災害の発生時に対する備えであると認識をしております。策定については、事業者の努力義務とされておりますが、子どもを預かる事業者の責任として、その計画を策定し、その備えをしていくことは必要と考えております。御質問の非常時等における業務の継続につきましては、これまでの一例を申し上げますと、今般の新型コロナウイルス感染拡大の際には、児童クラブを利用する子どもの受入れについても、市も関与し、事業者とともに状況判断をして対応したという経緯がございます。

これらを踏まえ、感染症拡大や非常災害の規模、事業者の立地などにも違いがございますので、利用する児童の安全を第一に考え、事業者としっかり連携し、必要に応じた支援を行ってまいります。以上でございます。

○議長（大関久義君） 14番石井 栄君。



○14番（石井 栄君） ありがとうございます。

それでは、ただいま御答弁いただいたことに関して、2回目の質問をいたします。

今の説明でもって、担当課で状況を把握し、必要なアドバイス、指導を行うということは理解いたしましたが、そのことはこの条例やまた附則、規則などに記載されているのでしょうか。不文律のような扱いであれば、明文化する必要性はないのでしょうか。その辺に対するお答えをお願いをいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） ただいまの質問につきまして、市の関わりの明文化という点では、放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第3条において、基準の目的等を定め、市はその基準を常に向上するよう努めるとしております。また、第4条において、市長は、事業者に対し、基準を超えて設備、運営を向上させるよう勧告することができるように定めております。

もとより今回の条例改正につきましては、法改正の背景にある送迎バスの置き去り事件等について、各自治体が我が事として捉え、安全対策等の仕組みを強化していくためのものであると認識をしております。常にその視点を持って市と事業者と十分に連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。

それでは、2番目の条例についての質疑に入ります。議案第19号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、第1回目の質問をいたします。

この条例は、第1に、マル福の受給資格を持つ人に、全受給者区分の所得制限を撤廃して、支援を拡充することが示されております。第2には、入院の際の自己負担金、入院時の食事療養費に対する助成を廃止する、この二つの内容からなりますが、第2の入院外来の際の自己負担金及び入院時の食事療養費に対する助成を廃止する、この件に関する質問をいたします。

一つ、入院外来の自己負担金の助成とはどのような助成でしょうか、簡潔に中身を御説明ください。

2番目、入院時の食事療養費の助成はどのようなものですか、概要を要点で説明をお願いします。

3番目、入院外来の自己負担金の助成の実績を2018年から2022年、令和4年度、2023年度は見込みをそれぞれ件数、費用でお知らせください。

4番目、入院時の食事療養費に対する助成の実績を同じく2018年、令和元年から2022年、令和4年、2023年度は見込みをそれぞれ件数、費用をお示しをいただきたいと。

5番、入院外来の自己負担金の助成制度はどのような目的でできた制度でしょうか。

それから、6番、入院時の食事療養費に対する助成はどのような目的でできた制度でし

ようか、簡潔にお願いします。

7番、入院外来の自己負担金の助成制度、入院時の食事療養費に対する助成制度はどのような役割を果たしてきたのでしょうか、お願いします。

最後に8番目、入院外来の自己負担金の助成制度、入院時の食事療養費に対する助成制度を廃止する理由は何でしょうか。

以上、1回目の質問、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 14番石井議員の御質問にお答えいたします。

まず、①の入院外来の自己負担金の助成はどのようなものかとの御質問でございますが、医療機関受診の際に支払った入院外来の自己負担金を償還払いにより助成しているものでございます。内容につきましては、小学生までの小児、妊産婦、独り親家庭に対し、1医療機関ごとに、入院では1日300円、月10日3,000円までを限度に、外来では1日600円、月2日1,200円までを限度とした自己負担金に対し、助成をしております。

2番目の入院時の食事療養費の助成はどのようなものかとの御質問でございますが、入院した際に支払った食事療養費を償還払いにより助成をしているものでございます。内容といたしましては、小学生までの小児、妊産婦に対しては全額助成、独り親家庭、重度心身障害者に対しましては半額を助成しております。

3番の入院外来の自己負担金の助成の実績と2023年度の見込みについて、それぞれの件数、費用との御質問でございますが、自己負担金助成事業の医療扶助費を自己負担金と食事療養費、それぞれの件数、費用に分けて集計してございますのが令和2年度と令和3年度でございますので、その実績でお答えをさせていただきます。

入院外来の自己負担金の助成について、令和2年度の実績は、延べ件数が2万3,314件で年間総額は3,962万4,509円でございます。令和3年度の実績は、延べ件数が3万1,057件で年間総額は4,176万189円でございます。令和4年度につきましては自己負担金のみの件数、費用と別にお答えすることはできませんが、食事療養費を含めた医療扶助費で見ますと前年度比353万円の増額を見込んでおります。同様に、令和5年度につきましては6月診療分までの6か月分の助成とはなりますが、前年度の6か月分と比較し229万円の増額を見込んでおります。

4番目の入院時の食事療養費に対する助成の実績と2023年度の見込みについてのそれぞれの件数、費用との御質問でございますが、入院時の食事療養費に対する助成につきましては、令和2年度の実績は、申請件数が504件で年間総額は851万15円、令和3年度の実績は、申請件数が478件で年間総額は763万9,975円でございます。令和4年度及び令和5年度の見込みでございますが、これまでも大きな増減が見られなかったことから、同様の程度になるかと思われれます。

5番目の入院外来の自己負担金の助成制度の目的についての御質問でございますが、昭

和48年4月に茨城県において、乳児、重度心身障害者を対象に医療費無償化施策として創設されたマル福制度でございますが、その後、度重なる制度の内容の改正がございました。入院外来の自己負担金の助成制度につきましては、県制度において平成10年11月から外来の自己負担金が導入され、平成17年11月からは外来の自己負担金が増額されるとともに、入院の自己負担金が導入されることに伴いまして、経済的負担の軽減を目的に、合併前の旧3市町が足並みをそろえる形で平成17年11月から導入されたものでございます。

6番目の入院時の食事療養費に対する助成制度の目的についての御質問ですが、入院時の食事療養費につきましても、県制度において平成17年11月から助成の対象外となることに伴い、経済的負担の軽減を目的に、合併前の旧3市町が足並みをそろえる形で平成17年11月から導入したものでございます。

7番の入院外来の自己負担金の助成制度、入院時の食事療養費に対する助成制度の役割、どのような役割を果たしたかとの御質問でございますが、入院外来の自己負担金及び入院時の食事療養費の助成は、経済的負担の軽減につながったものと考えております。

8番目の入院外来の自己負担金の助成制度、入院時の食事療養費に対する助成制度を廃止する理由についての御質問でございますが、医療費につきましては医療保険制度があり、さらにマル福制度の中で、自己負担金を除く一部負担金を市と県が2分の1ずつ公費負担するという軽減措置がなされております。今回の改正に当たりましては、広く等しい支援を継続的に実施していくという観点から、全受給者区分の所得制限の撤廃とともに、令和5年度の重点施策である、笠間まるごと子育て都市宣言プロジェクトの中で、市全体の子育て支援策を検討し、判断したものでございます。

入院時の食事療養費につきましては、医療費とは別に、食事に関して家庭でも要している程度の額を徴収することで、一般の方で1食当たり460円となっておりますが、非課税世帯の方については210円、さらに低所得者に該当する方は160円が100円と、医療保険制度において軽減が図られております。また、入院患者と在宅療養者との公平を図る観点からも、廃止する判断とさせていただきます。以上でございます。

○議長（大関久義君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今、説明がありましたように、自己負担金や食事療養助成件数というのは、令和2年、令和3年、相当数の延べ件数ですよね。これは利用されている方がいまして、そしてその効果としまして、質問に対して執行部のほうから、経済的負担の軽減に役立ったと、そのように説明があったと理解をいたしております。

それで、昨今の経済的状況の中から考えますと、その廃止する理由については、それなりの理由なのかなというふうにも思うんですけども、また別な点から見てみますと、市長は施政方針で、市においても最大の課題となる少子化対策を令和5年度の重点施策に位置づけ、妊娠、出産から高校卒業まで切れ目のない支援、質の向上など、あらゆる分野か

ら施策の強化、充実を図ってまいりますと熱く述べられたのを記憶しております。

今回提案された医療福祉費支給制度マル福における市単独事業の改正については、今までであった所得制限は全受給者区分で撤廃され、施策の向上に確実に貢献すると思います。しかし同時に、今までであった小学生までの小児、妊産婦、独り親家庭で自己負担金、食事療養費への助成が廃止され、重度心身障害者では食事療養費への助成が廃止になります。

この条例案には、市長の施政方針にそぐわない部分、あるいは逆行する部分も含まれているのではないかとの疑問を持ちました。市方針との整合性はどのように取れているとお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 医療費につきましては、先ほども御説明申し上げたとおり、医療保険制度とマル福制度において軽減が図られていること、そして市といたしましても、マル福制度の中で患者負担金について公費負担もしております。そして、県マル福制度対象外の中高生の外来の一部負担金についても市単独助成をしており、これにつきましては継続してまいります。

自己負担の助成の廃止はされますけれども、市全体の子育て施策の新たな創設も図られましたことから、御理解を得られるかと思えます。以上でございます。

○議長（大関久義君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） では、最後の質問、3回目の質問になります。

笠間市は、市長の施政方針にもあるとおり、以前からも子育て支援に力を入れてきているということは、私も存じ上げておりますけれども、この部分に関してみれば、施政方針のお話の中で、最大の課題となる少子化対策をという中で、妊娠、出産から高校卒業までの切れ目のない支援というふうにおっしゃっておりまして、今回、これが改定されることになるのは、小学生までの小児、中学生、高校生のこの生徒については、自己負担金は今までどおり、それから食事療養費は今までどおりないので変化はありませんけれども、妊産婦の自己負担金、それから食事療養費がなくなる、それから独り親家庭の自己負担金、それから食事療養費に対する助成制度がなくなる、そして重度心身障害者の食事療養費に対する助成がなくなるというのは、これはまさに市が進めようとしている、妊娠、出産から高校卒業までの切れ目のない支援に当たるのではないかというふうに考えます。

そして、市長が述べられた施政方針と市長名で出された条例案、この二つは、今述べた点で矛盾するのではないかというふうに考えます。矛盾する二つのことが示される場合には、どちらかを修正されるか撤回されることになるのではないかと思います。

その際、条例案のバツ印ですね、自己負担金、それから食事療養費のバツ印を全部助成、丸印に替えることにより、合理的な修正となるのではないかと考えますが、この件についての御答弁をお願いをいたします。

○議長（大関久義君） 山口伸樹市長。

○市長（山口伸樹君）私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

私は、石井議員、出産から、出産前から高校卒業まで、全体の少子化対策、子育て支援を充実するというので、今回の新年度予算でかなり充実した今までにない予算措置をして、全体をレベルアップするというようなことを議会にお示しをさせていただきました。

石井議員は、点を捉えて全体を見ていなくて、点を捉えて言っているんだと思います、私の取り方としては。一つのことの点を捉えて、あたかも少子化対策が笠間市が後退しているような、そういうことにしか私は聞こえません。これだけの充実策は、多分ですよ、決して自慢するわけでも何でもありません。他の自治体に引けを取らない私は少子化対策を議会の皆さんにお示しをさせてもらったと、そのように考えております。

全体を上げる上で、部分的に多少この食事の支援を後退させたのは事実でございますが、全体を見て、考えて捉えてもらいたいと思います。

今回のことは、我々としては、これを撤回する意思は全くありません。

○議長（大関久義君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号から議案第27号については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託区分表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

---

議案第28号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第12号）

議案第29号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第30号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第31号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第32号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第33号 令和4年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）

議案第34号 令和4年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第35号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第3号）

議案第36号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（大関久義君） 日程第3、議案第28号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第12号）から議案第36号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）の9件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、各常任委員会の委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務産業委員会委員長より報告願います。

委員長安見貴志君。

〔総務産業委員長 安見貴志君登壇〕

○総務産業委員長（安見貴志君） 今期市議会定例会において総務産業委員会に付託にな

りました補正予算に係る議案について審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告を申し上げます。

当委員会は、本日午前10時から、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第28号令和4年度笠間市一般会計補正予算（第12号）の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、市民生活部市民課所管では、マイナンバーカード発行に伴うQ U Oカードの交付は国の施策であるとのことだが、何名分を予算計上しているのかとの質疑に対し、これまでのマイナンバーカードのイベント開催等の実績を考慮し、3,300枚を想定し、計上しているとの答弁がありました。

次に、産業経済部農政課所管では、新規就農者育成総合対策事業補助金の減額について、新規就農者は増えたとのことだが、申請件数が減となった理由は何かとの質疑に対し、新規就農者は過去5年間で70名以上の方が新規就農している、この件については、国の制度改革に伴い、新規就農者が減になったものではないとの答弁がありました。

また、申請方法に変更があったのかとの質疑に対し、生活に関する費用と機械に関する費用が分かれての申請であったものが、制度改革に伴い総合的な事業に変更になったためであるとの答弁がありました。

次に、討論であります。マイナンバーカードの普及促進に関連する予算計上があるため反対するとの反対討論がありました。

以上のような審査を踏まえ、総務産業委員会に付託になりました議案第28号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過と結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（大関久義君）** 次に、教育福祉委員会委員長より報告願います。

委員長坂本奈央子君。

〔教育福祉委員長 坂本奈央子君登壇〕

**○教育福祉委員長（坂本奈央子君）** 今期市議会定例会において、教育福祉委員会に付託になりました補正予算に係る議案について審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

当委員会は、本日午前10時から、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第28号のほか4件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、議案第28号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第12号）では、高齢福祉課所管の敬老事業について、節目年齢の方に贈呈する記念品代の減額理由に関する質疑があり、記念品の購入に際しては品質を落とさないよう留意し、適切な契約をしてほしいと要望しました。

次に、健康医療政策課所管の新型コロナウイルス予防接種による健康被害給付費について健康被害の件数についての質疑があり、笠間市では、ワクチン接種後の状態観察中に体調不良を訴え搬送された案件が1件あり、給付の対象となったとの答弁がありました。

また、HPVワクチン任意接種補助金について、積極的勧奨後の申請状況に関する質疑があり、1月末時点で16回分の支出となっているとの答弁がありました。

次に、おいしい給食推進室の所管の光熱水費の高騰に伴う増額補正について、食材費の高騰に対する補正は行わないのかとの質疑があり、賄い材料費は、既に給食費負担軽減事業で6月と11月に補正を行っているとの答弁がありました。

次に、図書館所管のパート報酬の減額について、会計年度任用職員の休暇の原因、期間等の質疑がありました。

このほか、議案第29号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第30号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第31号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第33号 令和4年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査を踏まえ、全ての議案について、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過と結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、報告といたします。

**○議長（大関久義君）** 次に、建設土木委員会委員長より報告願います。

委員長益子康子君。

〔建設土木委員長 益子康子君登壇〕

**○建設土木委員長（益子康子君）** 今期市議会定例会において、建設土木委員会に付託になりました補正予算に係る議案について審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

当委員会は、本日午前10時から、執行部より関係部課長等の出席を求め、当委員会に付託になりました議案第28号外4件の付託議案の審査を行いました。

審査の経過での主な質疑、意見等及び審査結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第28号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第12号）であります。都市建設部都市計画課所管では、宅地創出事業に係る予算の算出根拠はとの質疑に対し、市内宅地開発の過去3年間の実績を基に、その中の最大値を採用し、予算化したとの答弁がありました。

次に、議案第34号 令和4年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）については、宅地開発行為に伴い水道加入金の増加した件数はとの質疑に対し、令和4年度においては約100件程度の増加が見込まれているとの答弁がありました。

次に、議案第36号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）については、資材や原料等の高騰により影響を及ぼした工事箇所はあるのかとの質疑に対し、資材等の納品などの遅れはなく、予定していた工事の進捗状況は順調であるとの答弁がありました。

また、議案第32号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第35号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第3号）については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

審査の結果、当委員会に付託になりました全ての議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（大関久義君） 以上で各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

14番石井 栄君の発言を許可いたします。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 14番、日本共産党の石井 栄です。議案第28号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第12号）に、反対の立場で討論いたします。

この補正予算には、医療、福祉、それから農業など、民生分野での大切な予算もたくさん含まれており、それらには賛成であります。

しかし、次の点が特に問題であると考えます。

一つは、電算管理費に委託料200万円、これは人材派遣委託料として200万円が計上されているわけで、これはマイナンバーカード発行のために、本所、笠間支所、岩間支所に派遣職員を送るための費用との説明がありました。また、戸籍住民台帳費の消耗品費として343万2,000円が計上されており、これはマイナンバーカード発行に伴い、Q U Oカード3,300枚分の費用との説明を受けました。

マイナンバーカードについては、一括管理ではなく分散管理するなどの安全対策が取られており、一定の対策になっていると言われておりますけれども、同じカードに搭載されている個人を認証する仕組み、発行番号が別途使用されており、マイナンバーと同様の個人識別能力があり、これが別の法律に基づいて利用規制が特段かかっていない。政府はこの発行番号を顧客データとひもづけて使うことを民間業者に推奨しており、個人データが勝手に蓄積されるのを止められないという専門家の意見もあります。また、匿名、加工情



報の利活用など問題の点も含めて、個人情報の保護が適切にヨーロッパ並みにされているとは思えないという意見が多くあります。政府の個人情報保護委員会も、自治体による民間委託でも多くの個人情報の流出やそのおそれが指摘されており、個人情報保護に対する国の措置の信頼性は高くないものと考えます。

このようなわけで、この点について反対を申し上げます。議員の皆さんには御理解いただきたくお願い申し上げまして、反対討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第28号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第12号）を採決いたします。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 確認漏れはございませんか。

採決を確定いたします。

投票総数21、賛成19、反対2。賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 令和4年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 令和4年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議案第37号 令和5年度笠間市一般会計予算

議案第38号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計予算

議案第39号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

議案第40号 令和5年度笠間市介護保険特別会計予算

議案第41号 令和5年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

議案第42号 令和5年度笠間市立病院事業会計予算

議案第43号 令和5年度笠間市水道事業会計予算

議案第44号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計予算

議案第45号 令和5年度笠間市下水道事業会計予算

○議長（大関久義君） 日程第4、議案第37号 令和5年度笠間市一般会計予算から議案第45号 令和5年度笠間市下水道事業会計予算の9件を一括議題といたします。

議案の説明は既に終了しておりますので、これより質疑に入りますが、通告がありませんでしたので質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第37号から議案第45号については、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、9名の委員で組織する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

さらにお諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、2番酒井正輝君、3番河原井信之君、4番鈴木宏治君、5番川村和夫君、6番坂本奈央子君、8番内桶克之君、10番益子康子君、14番石井 栄君、18番石松俊雄君、以上9名を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9名の諸君を予算特別委員会委員に選任することに決定しました。

## 散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、3月13日午前10時に開会いたします。

なお、この後、直ちに予算特別委員会を開きますので、委員の方は全員協議会室に御参集願います。また、予算特別委員会終了後に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時55分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 川 村 和 夫

署 名 議 員 坂 本 奈 央 子